

# 指定短期入所生活介護事業所ながまち荘(指定介護予防短期入所生活介護)

## 重要事項説明書

(令和7年4月1日)

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の提供開始に当たり、山形市条例第57号及び第58号第に基づいて、重要事項を次のとおり説明します。

1 法人及び事業主体					
区分		内容			
法人	名称	社会福祉法人 <sup>恩賜財団</sup> 済生会支部山形県済生会			
	所在地	山形市沖町79番地の1			
	代表者	支部長 濱崎 允			
	電話番号	023(682)1131			
事業所	名称	指定短期入所生活介護事業所ながまち荘			
	所在地	山形市長町751番地			
	管理者	岩崎 勝也			
	事業の種類	介護保険事業所指定番号		入所・ 利用定員	
		指定年月日 更新有効期間			
	居宅	短期入所生活介護	山形県 市0670100478	20人	
			平成12年1月4日 令和2年4月1日～令和8年3月31日		
			介護予防短期入所生活介護		令和2年4月1日
		通所介護	山形県 市0670100460		30人
			平成12年1月4日 令和2年4月1日～令和8年3月31日		
			通所型サービス (従前相当)		
	施設	介護老人福祉施設	山形県 市0670100734	80人	
			平成12年4月1日 令和2年4月1日～令和8年3月31日		
			居宅介護支援事業		山形県 市0670100015
通常の送迎実施区域		山形市内全域、山辺町			
電話番号		023(681)5732			
ファクシミリ番号		023(684)2394			
電子メール		shortstay@yamagata-saiseikai.org			
項目	内容				
2 事業の目的及び事業所運営の方針					
(1)事業の目的	短期入所生活介護事業(介護予防短期入所生活介護)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要支援(介護予防)、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な介護サービス等を提供する。				
(2)運営方針	<p>ア 当事業所は、要支援(介護予防)、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話をを行い、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための援助を行う。</p> <p>イ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努める。</p>				

3 事業所の概要									
(1) 事業の種類及び説明	(種類) 指定短期入所生活介護事業所 (指定介護予防短期入所生活介護事業所) (説明) ア 「指定短期入所生活介護事業所(指定介護予防短期入所生活介護事業所)」とは、利用者の心身の状況により、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護 (指定介護予防短期入所生活介護) を提供する事業所です。 イ 利用するためには、介護保険制度における要介護認定又は要支援認定を受ける必要があります。								
(2) 交通の便	ア JR奥羽本線・仙山線 羽前千歳駅下車 徒歩15分 イ 山形交通バス 山形＝楯岡線・山形＝漆山＝天童線・山形＝漆山住宅前 山形＝寺津線① 千歳駅前下車 徒歩10分								
(3) 土地、建物の面積等	ア 敷地 9,477.33㎡ イ 建物 3,788.30㎡ 鉄筋コンクリート造り平屋建								
(4) 開設日	平成2年7月1日								
(5) 居室以外の設備・施設	食堂(中央談話室)、機能訓練回復室、特浴室、一般浴室、便所、看護職員室、医務室、静養室、介護員室、厨房、洗濯乾燥室、汚物室、リネン室、機械室、霊安室、職員更衣室、施設長室、事務室、会議室								
4 利用に関する事項									
(1) 利用の条件	ア 利用は、要介護認定の結果、要支援(介護予防)・要介護と認定された方が対象となります。 介護保険の被保険者証でご確認願います。 イ 利用の場合には、重要事項説明の後、契約書を取り交わして頂きます。 ウ 当事業所は、医療機関ではありませんので、入院治療を必要とする方は利用できません。								
(2) 持ち込み制限	貴重品は持ち込まないで下さい。その他は相談下さい。								
5 介護の場所									
(1) 居室の概要	ア 居室数 【多床室】 4人部屋(1部屋43.8㎡)2室 1人当たり10.9㎡ (1部屋42.0㎡)3室 1人当たり10.5㎡ イ 空室状況は、事業所に直接ご確認ください。								
(2) 居室の決定方法	本人の希望と部屋の空き状況等により、事業所が決定致します。又、利用者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。								
6 職員の職種・員数及び職務内容									
(1) 職種別	職種	員数	常勤		常勤以外		常勤 換算	指定 基準	摘要
			専従	兼務	専従	兼務			
	管理者	1人		1人				1人	
	医師	1人				1人		必要数	
	生活相談員	1人		1人				1人	施設兼務
	介護職員	12人	9人		3人			7人	
	看護職員	1人	1人						
	管理栄養士	1人		1人				1人	施設兼務
	機能訓練指導員	1人		1人				1人	施設兼務
	事務職員	1人		1人				—	
	管理員	1人		1人				—	
計	20人	10人	6人	3人	1人		11人		

※夜警業務、洗濯・清掃業務は業務委託契約を行っています。

(2) 職務内容	管理者	ながまち荘の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。		
	医師	利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を行う。		
	生活相談員	利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に応じ、必要な助言・援助を行うとともに、自らも日常生活上の世話等を行う。		
	介護職員	必要な日常生活上の世話及び利用者の送迎に関する自動車の運転業務等を行う。		
	看護職員	利用者の健康の状況に注意し、必要に応じ健康保持のための措置を行う。		
	管理栄養士	献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等並びに調理業務の指導及び衛生管理を行う。		
	機能訓練指導員	利用者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う		
	事務職員	必要な事務を行う。		
	管理員	施設・設備管理、利用者の送迎に関する自動車の運転業務等を行う。		
(3) 職員の勤務体制	勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間
	早出	7 : 00	16 : 00	10 : 15～10 : 30、12 : 15～13 : 00
		8 : 00	17 : 00	
	平常	8 : 30	17 : 30	13 : 00～13 : 45、17 : 00～17 : 15
		9 : 00	18 : 00	
	遅出	9 : 45	18 : 45	
10 : 00		19 : 00		
夜勤	16 : 00	10 : 00	24 : 00～2 : 00 又は 2 : 00～4 : 00	
(4) 夜間時の職員体制	介護職員 4 人			
(5) 職員の専門資格取得の状況	介護福祉士 14 人、社会福祉主事 2 人、看護師 1 人、管理栄養士 1 人、社会福祉士 1 人、介護支援専門員 4 人、作業療法士 1 人			
(6) 機能訓練に係る専門職員の有無等	有(作業療法士) 日常生活の全てが、心身の機能後退を防ぐように努力します。 機能訓練については、機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の後退を防止するよう努めます。			
(7) 栄養士の配置状況	(管理栄養士 1 名) 献立の作成、給食材料の調達及び食事摂取状況の把握等の業務に従事し、調理の業務並びに衛生管理を行う。			
<b>7 認知症への対応</b>				
(1) 認知症への対応	認知症の場合、当事業所で対応しますが、本人の状況に応じて、居室を変更する場合があります。なお、認知症になられても、拘束、抑制することはありません。			
(2) 契約上の取扱い	他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、通常の介護方法では、これを防止できないなど、契約上の信頼関係を著しく害するような場合に限り、契約を解除する場合があります。			
<b>8 利用期間等</b>				
(1) 利用期間	居宅サービス計画のとおり			
(2) 利用中の中止	次の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。 ・利用者が中途退所を希望した場合 ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合 ・利用中に体調が悪くなった場合 ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合			

(3)利用申し込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と利用期間等をご相談いただき、介護支援専門員を通してお申し込みください。</li> <li>・自ら居宅サービス計画を作成している場合は、直接電話等でお申し込みください。</li> </ul> ※利用期間決定後、契約を締結致します。
-----------	---

## 9 提供するサービスと費用

### (1)介護保険給付の利用料金と対象となる主なサービス

介護保険給付の料金となります。  
 介護保険負担割合証の割合により、下記の金額をご負担いただきます。  
 また、介護保険給付を受けることが出来ない場合は、要介護1の金額設定にて10割の金額をご負担頂くこととなります。

#### I 併設型短期入所生活介護サービス料金 【多床室】併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）

≪ 1割負担 ≫ (単位：円)

介護度	介護費	加算			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	利用料(1日)
		機能訓練指導員の配置に関する加算	看護体制(Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員配置(Ⅲ)		
要介護1	603円	12円	12円	15円	22円	664円
要介護2	672円					733円
要介護3	745円					806円
要介護4	815円					876円
要介護5	884円					945円

≪ 2割負担 ≫ (単位：円)

介護度	介護費	加算			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	利用料(1日)
		機能訓練指導員の配置に関する加算	看護体制(Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員配置(Ⅲ)		
要介護1	1,206円	24円	24円	30円	44円	1,328円
要介護2	1,344円					1,466円
要介護3	1,490円					1,612円
要介護4	1,630円					1,752円
要介護5	1,768円					1,890円

≪ 3割負担 ≫ (単位：円)

介護度	介護費	加算			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	利用料(1日)
		機能訓練指導員の配置に関する加算	看護体制(Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員配置(Ⅲ)		
要介護1	1,809円	36円	36円	45円	66円	1,992円
要介護2	2,016円					2,199円
要介護3	2,235円					2,418円
要介護4	2,445円					2,628円
要介護5	2,652円					2,835円

#### 【機能訓練員の配置に関する加算】

	1割	2割	3割
要介護1～5	12円/日	24円/日	36円/日

・常勤専従の機能訓練指導員による、機能訓練を行う体制をとっています。

ア 介護保険給付対象サービス料金

**【療養食加算】**

	1割	2割	3割
要介護1～5	8円/1食	16円/1食	24円/1食

- ・医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合に加算します。(経管栄養のための濃厚流動食は対象外)

**【看護体制加算 (I) (II)】**

	1割	2割	3割
要介護1～5	12円/日	24円/日	36円/日

- ・常勤の看護師を1名以上配置しています。
- ・常勤換算方法で、看護職員を入所者25名に1名以上配置し、ています。看護職員により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しています。

**【医療連携強化加算】**

	1割	2割	3割
要介護1～5	58円/日	116円/日	174円/日

- ・利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行い、主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている場合に算定します。

**【夜勤職員配置加算 (III)】**

	1割	2割	3割
要介護1～5	15円/日	30円/日	45円/日

- ・事業所が定める夜間時間帯に、基準の介護職員又は看護職員数より1名以上多く配置しています。夜勤体制を通じて、看護職員を配置していること又は痰吸引等の実施ができる職員を配置していること。

**【サービス提供体制強化加算 (I)】**

	1割	2割	3割
要介護1～5	22円/日	44円/日	66円/日

- ・介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が35%以上配置されています。

**【緊急短期入所受入加算】**

	1割	2割	3割
要介護1～5	90円/日	180円/日	270円/日

- ・居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定します。但し、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

**【送迎加算】**

	1割	2割	3割
要介護1～5	184円/片道	368円/片道	552円/片道

- ・利用者の心身の状況、家族の事情等を考慮し、利用者の居宅と事業所との間の送迎を行います。

**【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】**

- ・介護職員の人材確保を更に進め、介護現場で働く方々のベースアップとつながることを目的に、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算等（短期入所生活介護 14.0%）を、介護職員処遇改善加算に上乗せした単位数を算定します。

**【身体拘束廃止未実施減算】**…1日につき10%減算

- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催。結果を介護職員その他従事者に周知徹底を図る。介護職員その他従事者に対し、研修会を定期的実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。

**【高齢者虐待防止措置未実施減算】**…1日につき1%減算

- ・高齢者虐待防止のための指針を整備し、実施するための担当者を配置。担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。

**【業務継続計画未策定減算】**…1日につき1%減算

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、計画を策定し、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する以上を満たさなければ減算となります。

※利用者が連続して30日を超えて当事業所を利用している場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、1日につき30円を減算します。なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担していただきます。

**Ⅱ 併設型介護予防短期入所生活介護サービス料金**

**【多床室】併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）**

≪1割負担≫ (単位：円)

介護度	介護費	機能訓練指導員の配置に関する加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用料（1日）
要支援1	451円	12円	22円	485円
要支援2	561円			595円

≪2割負担≫ (単位：円)

介護度	介護費	機能訓練指導員の配置に関する加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用料（1日）
要支援1	902円	24円	44円	970円
要支援2	1,122円			1,190円

≪3割負担≫ (単位：円)

介護度	介護費	機能訓練指導員の配置に関する加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用料（1日）
要支援1	1,353円	36円	66円	1,455円
要支援2	1,683円			1,785円

**【機能訓練指導員の配置に関する加算】**

	1割	2割	3割
要支援1・2	12円/日	24円/日	36円/日

- ・常勤専従の機能訓練指導員による、機能訓練を行う体制をとっています。

ア 介護保険給付対象サービス料金

**【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】**

	1割	2割	3割
要支援1・2	22円/日	44円/日	66円/日

- ・介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が35%以上配置されています。

**【療養食加算】**

	1割	2割	3割
要支援1・2	8円/1食	16円/1食	24円/1食

- ・医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合に加算します。（経管栄養のための濃厚流動食は対象外）

**【送迎加算】**

	1割	2割	3割
要支援1・2	184円/片道	368円/片道	552円/片道

- ・利用者の心身の状況、家族の事情等を考慮し、利用者の居宅と事業所との間の送迎を行います。

**【介護職員処遇改善加算（Ⅰ）】**

- ・介護職員の人材確保を更に進め、介護現場で働く方々のベースアップとつながることを目的に、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算等（短期入所生活介護 14.0%）を、介護職員処遇改善加算に上乗せした単位数を算定します。

**【身体拘束廃止未実施減算】**…1日につき10%減算

- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催。結果を介護職員その他従事者に周知徹底を図る。介護職員その他従事者に対し、研修会を定期的実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。

**【高齢者虐待防止措置未実施減算】**…1日につき1%減算

- ・高齢者虐待防止のための指針を整備し、実施するための担当者を配置。担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する以上の条件を満たさなければ減算となります。

**【業務継続計画未策定減算】**…1日につき1%減算となります。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、計画を策定し、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する以上を満たさなければ減算となります。

※指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の1～3割の額とします。

ア  
介護保険給付対象サービス料金

イ 介護保険給付対象の主なサービス	<p>(ア)入 浴 特浴(寝たままに入れる風呂)と一般浴及びチェア浴があり、原則として週2回の入浴又は清拭を行います。</p> <p>(イ)排 泄 おむつの随時交換、並びに随時介助を行います。個別のカーテンを使用し、プライバシーの保護には十分配慮します。特に、自立排泄が可能となるように援助し、おむつは極力最後の手段とします。</p> <p>(ウ)離床等 ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>(エ)健康管理 ・主治の医師による、或いは主治の医師の指示による健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治の医師或いは同一法人の協力病院である山形済生病院に責任をもって引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、原則として家族の付き添いになりますが、緊急やむを得ない場合はその介添えについて配慮します。</p> <p>(オ)相談及び援助 利用者及びその家族等からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。</p> <p>(カ)社会生活上の便宜 利用者のため適宜レクリエーション行事を実施します。</p> <p>(キ)送 迎 利用者の心身の状態・家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、リフト付きの送迎車で入・退所の送迎を行います。</p>
-------------------	--

(2)介護保険給付対象外(自己負担)となるサービス

ア 介護保険給付対象外サービス料金	<p>次のものは実費を負担していただきます。</p> <p>① 食事提供に要する費用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">朝食</td> <td style="text-align: right;">411円</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td style="text-align: right;">673円</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td style="text-align: right;">431円</td> </tr> <tr> <td>経管(胃ろう)栄養提供に要する費用</td> <td style="text-align: right;">1食 460円</td> </tr> <tr> <td>経管(胃ろう)栄養持参</td> <td style="text-align: right;">1食 183円</td> </tr> </table> <p>② 滞在費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">日額</td> <td style="text-align: right;">855円</td> </tr> </table> <p>但し、負担限度額認定を受けている方は、負担限度額認定証に記載されている(下記参照)が一日あたりの支払い上限額になります。</p> <p><b>【多床室】</b> (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">食費</th> <th style="text-align: center;">滞在費</th> <th style="text-align: center;">利用料(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階(生保・福祉年金等)</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td>第2段階(年金等80万円以下)</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">430</td> <td style="text-align: center;">1,030</td> </tr> <tr> <td>第3段階① (年金等80万円超120万円以下)</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">430</td> <td style="text-align: center;">1,430</td> </tr> <tr> <td>第3段階② (年金等120万円超)</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> <td style="text-align: center;">430</td> <td style="text-align: center;">1,730</td> </tr> <tr> <td>基準費用額</td> <td style="text-align: center;">1,445</td> <td style="text-align: center;">855</td> <td style="text-align: center;">2,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準費用額対象者については別途 食費70円/1日、居住費100円/1日のご負担をお願いしております。</p>	朝食	411円	昼食	673円	夕食	431円	経管(胃ろう)栄養提供に要する費用	1食 460円	経管(胃ろう)栄養持参	1食 183円	日額	855円		食費	滞在費	利用料(1日)	第1段階(生保・福祉年金等)	300	0	300	第2段階(年金等80万円以下)	600	430	1,030	第3段階① (年金等80万円超120万円以下)	1,000	430	1,430	第3段階② (年金等120万円超)	1,300	430	1,730	基準費用額	1,445	855	2,300
朝食	411円																																				
昼食	673円																																				
夕食	431円																																				
経管(胃ろう)栄養提供に要する費用	1食 460円																																				
経管(胃ろう)栄養持参	1食 183円																																				
日額	855円																																				
	食費	滞在費	利用料(1日)																																		
第1段階(生保・福祉年金等)	300	0	300																																		
第2段階(年金等80万円以下)	600	430	1,030																																		
第3段階① (年金等80万円超120万円以下)	1,000	430	1,430																																		
第3段階② (年金等120万円超)	1,300	430	1,730																																		
基準費用額	1,445	855	2,300																																		

<p>ア 介護保険給付対象外サービス料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険負担限度額認定の軽減の対象となる要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 本人を含む世帯全員の市町村民税が非課税であること。</li> <li>(イ) 世帯分離している配偶者の市町村民税が非課税であること。</li> <li>(ウ) 利用者負担段階に応じて、単身または夫婦で預貯金等（現金、有価証券なども含む）の総額が上限を超えていないこと。</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" data-bbox="400 338 1457 495"> <tr> <td>ア 理美容代</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>イ 行事参加費</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>ウ 学習療法(月額基本実施料)</td> <td>2,160円</td> </tr> <tr> <td>エ 日常生活用品にかかる費用</td> <td>実費</td> </tr> </table>	ア 理美容代	実費	イ 行事参加費	実費	ウ 学習療法(月額基本実施料)	2,160円	エ 日常生活用品にかかる費用	実費
ア 理美容代	実費								
イ 行事参加費	実費								
ウ 学習療法(月額基本実施料)	2,160円								
エ 日常生活用品にかかる費用	実費								
<p>イ 介護保険給付対象外の主なサービス</p>	<p>(ア)食 事 食事は、栄養並びに本人の身体の状況及び嗜好を考慮し、普通食、粥食、ミキサー食、おかずの刻み食等に配慮します。又、自立支援のための離床して食堂で食事を取って頂くことを原則とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事時間</li> </ul> <table border="1" data-bbox="472 745 863 864"> <tr> <td>朝 食</td> <td>7時30分</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>12時00分</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>17時15分</td> </tr> </table> <p>(イ)理 容 理容は、週1回(月曜日)業者の出張サービスによる理髪を行います。</p> <p>(ウ)日常生活品の購入 利用者及び家族が自ら購入が困難である場合は、事業所が購入代行サービスを行います。</p>	朝 食	7時30分	昼 食	12時00分	夕 食	17時15分		
朝 食	7時30分								
昼 食	12時00分								
夕 食	17時15分								
<p>(3)消費税</p>	<p>介護保険給付対象外の自己負担(食費、滞在費、学習療法以外)については、別途消費税がかかります。</p>								
<p>(4)取消料</p>	<p>利用予定日の前日の12時までに利用キャンセルの連絡を頂かなかった場合、取消料(食費相当額1,445円)を徴収致します。</p>								
<p>(5)料金改定</p>	<p>ア 介護保険給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合には、変更になります。</p> <p>イ 介護保険給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、事前に説明したうえで、利用料金を変更することがあります。</p>								
<p><b>10 地域との交流</b></p>									
<p>(1)ボランティア・実習生の受容</p>	<p>定期的及び随時ボランティア・実習生の受け入れを行っています。ご理解とご協力をお願い致します。</p>								
<p><b>11 緊急時の対応</b></p>									
<p>(1)医療機関</p>	<p>利用者に病状の急変が生じたとき等の場合には、速やかに主治の医師又は同一法人の協力病院である山形済生病院へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。</p>								
<p><b>12 非常災害時の対応</b></p>									
<p>(1)非常時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別に定める「ながまち荘消防防災計画」に定めるところにより対応します。</li> <li>・消防計画に基づき、消防本部及び地区消防団の指導・協力を得て、消防訓練・避難訓練等を行います。また、有事に備え、地域の応援・協力を得ます。</li> <li>・地震、風水害を想定した防災訓練・避難訓練等を行います。</li> </ul>								
<p>(2)近隣との協力</p>	<p>自主防災会協力員の支援を受けております。</p>								
<p><b>13 秘密保持</b></p>	<p>正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取扱は契約終了後も同様とします。</p>								

14 相談窓口			
(1) 指定短期入所生活介護事業所ながまち荘	担当者	主任介護職員 宮地 隆拓	
	受付時間	月～金曜日 午前9時00分～午後6時00分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日・3日及び12月29日から31日までを除く	
	電話番号	023(681)5732	
(2) 山形市役所介護保険課	所在地	山形市旅籠町二丁目3番25号	
	電話番号	023(641)1212(代)	
	ファクシミリ番号	023(624)8887	
	利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く)	
(3) 山辺町役場介護保険係	所在地	東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地	
	電話番号	023(667)1107	
	ファクシミリ番号	023(667)1108	
	利用時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く)	
(4) 山形県国民健康保険団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6番地	
	電話番号	0237(87)8006(苦情・相談専用)	
	ファクシミリ番号	0237(83)3354(苦情・相談専用)	
	利用時間	月～金曜日 午前9時～午後4時 (但し国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く)	
※お住まいの市町村の介護保険担当者にご相談できます。			
15 苦情解決体制			
(1) 苦情解決責任者	山形県済生会医療福祉センター	担当者	常務理事 鈴木 光弘
		所在地	山形市沖町79番地の1
		電話番号	023(682)1131
		ファクシミリ番号	023(682)1132
		受付時間	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
	ながまち荘	担当者	施設長 岩崎 勝也
		所在地	山形市長町751番地
		電話番号	023(684)2391
		ファクシミリ番号	023(684)2394
		受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
(2) 苦情受付担当者	山形県済生会医療福祉センター	担当者	事務局長 長岡 淳司
		所在地	山形市沖町79番地の1
		電話番号	023(682)1131
		ファクシミリ番号	023(682)1132
		受付時間	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
	ながまち荘	担当者	業務主査 手塚 敬一郎
		所在地	山形市長町751番地
		電話番号	023(684)2391
		ファクシミリ番号	023(684)2394
		受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
(3) 第三者委員	鈴木 弥夫 (すずき ひさお)	連絡先 (苦情申出先) soudan@yamgata-saiseikai.org	
	飯澤 ひろみ (いいざわ ひろみ)		
	芳賀 豊松 (はが とよまつ)		

<p><b>苦情処理体制と苦情発生時の対応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情発生の際は苦情受付担当者が受付を行い、受け付けた苦情及びその改善状況等について苦情解決責任者、第三者委員へ報告を行います。</li> <li>・苦情受付についてはながまち荘、山形県済生会医療福祉センターに設置いたします。</li> <li>・苦情解決責任者は苦情申出人と解決が図れるように努めます。</li> <li>・第三者委員は苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する役割を担います。</li> <li>・その他については山形県済生会苦情解決規定に基づき対応いたします。</li> </ul>
<p><b>16 事故発生の防止及び発生時の対応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の防止及び発生時の対応のために、安全管理指針、事故発生時の対応マニュアルを整備します。定期的な委員会及び職員に対する研修を実施します。</li> <li>・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。それに伴う安全対策体制のための担当者を設置します。</li> <li>・利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県・市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、利用者に対する事業の提供により損害を与えたときは、その損害を速やかに賠償します。</li> <li>・事故発生時においては、別に定める『ながまち荘事故発生時の対応マニュアル』に定めるところにより、対応いたします。</li> </ul>
<p><b>17 虐待防止のための措置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。</li> <li>・虐待防止のための指針を整備します。</li> <li>・職員に対し、虐待の防止のための研修を、定期的実施します。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。</li> </ul>
<p><b>18 業務継続計画の策定</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置をおこないます。</li> <li>・担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。</li> <li>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。</li> </ul>
<p><b>19 当施設利用の留意事項</b></p>	
<p>(1) 面会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面会時間は特に設けていませんが、一応午前8時から午後8時頃までをお願いします。</li> <li>・面会のときは、事務室前にある面会カードに氏名等をご記入のうえ、介護員室(介護員・看護師・生活相談員)に声をかけてから、居室にお入りください。</li> <li>・風邪、その他の感染症にかかっている方は、ご遠慮ください。</li> <li>・食べ物の持ち込みは、特に制限はありませんが、餅類、生物類の持ち込みは、必ず担当介護員に相談ください。又、飲み込みの悪い利用者も生活しておりますので、他の人に対しての持ち込み、おすそ分け等は、必ず担当介護員にご相談ください。</li> </ul>
<p>(2) 居室・設備器具の利用</p>	<p>事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。</p>
<p>(3) 喫煙・飲酒</p>	<p>喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒についてはご相談ください。</p>
<p>(4) 迷惑行為等</p>	<p>騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。</p>
<p>(5) 宗教活動等</p>	<p>事業所内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>(6) 動物飼育</p>	<p>事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。</p>
<p>(7) 第三者評価の受審について</p>	<p>山形県福祉サービス第三者評価事業については受審しておりません。</p>

令和 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供開始に当たり、利用者及び代理人に対して本書に基づいて重要事項を説明致しました。

名 称 指定短期入所生活介護事業所ながまち荘  
所在地 山形市長町751番地

説明者 職 名 主任介護職員  
氏 名 宮地 隆拓 ㊟

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）についての重要事項の説明を受けて同意、受領しました。

利用者 住 所  
氏 名 ㊟

代理人 住 所  
氏 名 ㊟